

特定建設作業の種類及び規制基準

建設作業の分類	騒音の基準が適用される作業	敷地境界における騒音の基準値 (デシベル)	振動の基準が適用される作業	敷地境界における振動の基準値 (デシベル)	作業時間		1日における延べ作業時間		同一場所における連続作業日数		日曜・休日における作業
					1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
1. くい打機、くい抜機 又はくい打ちくい抜き機 を使用する作業	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打ちくい抜き機(圧入式くい抜き機を除く。))を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	85	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。))又はくい打ちくい抜き機(圧入式くい抜き機を除く。))を使用する作業	75	午前7時 ～ 午後7時	午前6時 ～ 午後10時	10時間 以内	14時間 以内	6日以内	6日以内	禁止
2. びよう打機を使用する作業	びよう打機を使用する作業	85									
3. さく岩機、ブレーカーを使用する作業	さく岩機を使用する作業(※)	85	ブレーカー(手持式のものを除く。))を使用する作業(※)	75							
4. 空気圧縮機を使用する作業	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。))を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	85									
5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。))又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。))を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	85									
6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業			鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	75							
7. 舗装版破砕機を使用する作業			舗装版破砕機を使用する作業(※)	75							
8. バックホウを使用する作業	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。))を使用する作業	85									
9. トラクターショベルを使用する作業	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。))を使用する作業	85									
10. ブルドーザーを使用する作業	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。))を使用する作業	85									

※作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

1号区域 第一種低層住居専用地域 第二種住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域として定められていない地域(海老名市においては市街化調整区域) 工業地域 のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の地域

2号区域 工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域